統一的な基準による久米南町全体財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・・・・再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得価額が判明しているもの・・・・・・・・・取得価額

取得価額が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川、及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・・ 取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの・・・・・・・・・・取得価額

取得価額が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達価額

- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・・取得価額

② 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

- (4) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5年~50年

工作物 $5 \oplus 60 \oplus$

物品 2年~15年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・定額法
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徵収不能引当金

未収金については、過去5年間の不納欠損額により、徴収不能見込額を計上しています。 長期延滞債権については、過去5年間の不納欠損額により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち久米南町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引 (リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円 (美術品は 300 万円) 以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

建物・工作物等については、取得価額又は再調達価額が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

土地については、全ての土地を計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10 %未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

- 2 重要な会計方針の変更等 令和4年度末をもって、住宅新築資金等貸付特別会計を廃止しました。
- 3 重要な後発事象 該当なし

4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況 該当なし
- (2) 係争中の訴訟等 該当なし

5 追加情報

(1) 連結対象団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	_
簡易水道事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	_
用地取得造成事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	_
公共下水道事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	_
介護保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	_
介護サービス事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	_
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結	_

連結方法は次のとおりです。

①地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円単位を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- (4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。
 - ア範囲

庁内組織等において売却可能性があると判断した公共資産

イ 内訳

 事業用資産
 6,153 千円 (1,830 千円)

 土地
 6,153 千円 (1,830 千円)